

平岡会計だより

2024.12 Vol. 178

発行元



税理士法人 平岡会計事務所

大阪府中央区天満橋京町1番26号

尼信天満橋ビル7階

TEL06(6966)5858 FAX06(6966)5868

<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

<目次>

- 税務》『キャッシュレス納付しませんか?』……………P 2
特集》医療費控除のおさらい……………P 3
労務》年次有給休暇の取得義務……………P 4

～ 103万円の壁の結論はいかに ～

3党の合意を受けて自民党税制調査会で103万円の壁についての議論が本格的になってきました。最低賃金の上昇に伴いパートやアルバイトの方の就業が制限されるという現実がありましたので、壁の引き上げは働く側にも雇用する側にも朗報といえるでしょう。103万円が仮に178万円になったとしても、そこでまた新たな壁が生じてしまうということはありません。

昭和の時代、男性は会社に滅私奉公する代わりに定年まで雇用が守られ、女性は専業主婦で家庭を守り、定年後は夫の厚生年金と妻の第三号被保険者としての国民年金で生活が保障される、それが多くの方の人生設計だったように思います。令和の時代では長生きする人が増え、夫婦は共働きが普通な生活スタイルとなりました。また年金の2,000万円問題が惹起され、昭和の時代とは社会生活環境が大きく変わってきました。

103万円の壁、130万円の壁等々言われていますが、昭和の時代に決めた税制や社会保険制度が令和になってもそのまま残っている弊害が問題提起されたわけです。令和とその次の時代に耐えられる制度になるよう小手先の改正ではなく抜本的な議論をして欲しいと思います。



～『キャッシュレス納付しませんか?』～

国税庁は、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、e-Taxにより申告書を提出（電子申告）している法人や、納付書を使用しない納付手段（ダイレクト納付等）で納付した法人・個人などについては、納付書の事前送付を取りやめました。「地方税の納付書は届いているのに、税務署から納付書が届かないな」と疑問に思った方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

弊所では、申告納税時に納付書をお渡ししてまいりましたが、今後各税務署での納付書の調達が難しくなりますので、納付書を使わずに納付ができる**キャッシュレス納付**を紹介させていただきます。



数ある納付方法の中から、一部を抜粋し比較した表をご用意いたしましたので、参考にしてください。

納付手段	便利に利用できるもの	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	<ul style="list-style-type: none"> ○e-Taxで申告をされている方 ○源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付される方 ○日付を指定して納付されたい方 	<ul style="list-style-type: none"> ○e-Tax利用開始届出書の提出 ○ダイレクト納付利用届出書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての税目 ※納付手続法方法により利用できない税目あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○金融機関により異なる
振替納税	<ul style="list-style-type: none"> ○申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方 	<ul style="list-style-type: none"> ○振替依頼書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○申告所得税 ○消費税（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> ○制限なし
インターネットバンキング等	<ul style="list-style-type: none"> ○e-Taxで申告をされている方 ○インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方 	<ul style="list-style-type: none"> ○e-Tax利用開始届出書の提出 ○インターネットバンキング等の契約 	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての税目 ※納付手続法方法により利用できない税目あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○金融機関により異なる
クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> ○クレジットカードを利用されている方 ○インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方 	<ul style="list-style-type: none"> ○クレジットカード ※納付税額に応じた決済手数料あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての税目 ※印紙を張り付けて納付する場合等、利用できない税目あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○1,000万円未満かつカード利用可能範囲内

この他、「〇〇ペイ」などのスマホ決済アプリで納付できる『**スマホアプリ納付**』、またコンビニでQRコードやバーコードを提示して納付する『**コンビニ納付**』など、利用可能額の制限等はあるものの、身近な機関での納付も可能です。金融機関では、一部の地方公共団体の納付書を取扱い終了とする動向もあります。国税に限らず地方税もキャッシュレス納付は可能ですので、前向きにご検討いただきますよう、宜しくお願いいたします。



（作成：岸上将也）

医療費控除のおさらい

確定申告で受けられる医療費控除についてはご存じの方も多いかと思いますが、仕組みや控除の条件などについてきちんと理解しておくことで、受けられる控除額が変わることもあります。確定申告の前に確認しておきましょう。

◎医療費控除の要件

- (1) 納税者が、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。
- (2) その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること(未払いの医療費は、現実に支払った年の医療費控除の対象となります)。

◎主な対象となる費用・対象とならない費用

対象となる費用

- 病院での診療費／治療費／入院費
- 医師の処方箋をもとに購入した医薬品の費用
- 入院の際の食事代
- 治療に必要な松葉杖など、医療器具の購入費用
- 歯の治療費（インプラント・歯科矯正を含む）
- 妊娠・出産にかかる費用
- 介護保険の対象となる介護費用
- おむつ代（「おむつ使用証明書」がある場合）

対象とならない費用

- 美容整形費用
- 人間ドックなど健康診断・予防接種の費用
- 自分の都合で利用した差額ベッド代
- 疲れを癒したり、体調を整えるといった治療に直接関係のないものの対価
- 疾病の予防や健康増進目的の予防接種、サプリメント、漢方薬など
- 親族に支払う療養上の世話の対価

◎通院・入院等にかかる交通費・ガソリン代について

医療費控除の対象となる交通費等は、医師の診断などを受けるために必要と認められるものに限られますので注意してください。

対象となる交通費

- 公共交通機関（バス、電車など）の運賃
- 一人では通院することが困難な場合の患者・付添人の通院費用
- 急を要する場合や、公共交通機関が利用できない場合のタクシー代（介護タクシー等）
- 遠隔地の病院でなければ治療ができないなどの相当な理由がある場合の自宅と病院の間の旅費

対象とならない交通費

- 通常のタクシー代
- 自家用車で通院した時の駐車場代・ガソリン代
- 里帰り出産のための帰省にかかる交通費



◎セルフメディケーション税制について

ドラッグストアなどで購入できる特定の医薬品購入費用について所得控除が受けられる制度です。その年の購入額が世帯合計で12,000円以上等、一定の利用条件を満たすことで利用できます。セルフメディケーション税制対象の医薬品には、右下のマークが付いており、レシートにも記載されます。一般的な風邪薬や鎮痛剤なども対象です。対象品目に関しては、厚生労働省のHPで確認ができます。ただし、通常の医療費控除との併用はできませんので、ご注意ください。



年次有給休暇の取得義務

2019年より、年次有給休暇が10日以上付与された従業員に対して「5日間の年次有給休暇取得義務」が課されています。今回は年次有給休暇の時季指定などについて解説します。



《対象者》

年次有給休暇が**10日以上付与される従業員**(管理職や有期雇用労働者、パート社員も含む)

《年5日の時季指定義務》

事業主は、**年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日**、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。ただし、既に5日以上有給休暇を取得している従業員に対しては、時季指定をする必要はなく、またすることもできません。

時季指定に当たっては、できる限り従業員の希望に沿った取得時季になるよう努めなければなりません。なお、時間単位の年次有給休暇については、事業主による時季指定の対象とはならず、従業員自ら取得した場合でも、その時間分を5日から控除することはできません。

《就業規則への記載》

休暇に関する事項は、就業規則の絶対的記載事項であるため、事業主による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、**時季指定の対象となる従業員の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。**

取得ができなかった場合は法令違反になり、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科されることがあります。今一度、従業員の年次有給休暇の取得状況を確認し、取得日数に応じて従業員に取得を促しましょう。

(作成:石原沙樹)



『休養学:あなたを疲れから救う』

著者:片野秀樹 発行:東洋経済新報社

「日本人の8割が疲れている」というデータがあります。平均労働時間が特に多いわけではありません。日本人は「休み下手」なのです。「栄養」や「運動」に比べると、「疲労」と「休息」については科学的な解説は少なく、「なんだかいつも疲れている」という日本人が多いそうです。また、疲れたら「甘いものを食べる。」「コーヒーを飲む。」「とにかく寝る。」と言った、何気なくやっている行動が、実は疲労を取るにはやってはいけない行動なのだそうです。

本書では、なぜ疲れるのか?どんな休み方をすればもっとも効果的に疲れが取れるのか?という疑問に答えています。さらに、休養を7種類に分類して、自分がもっともリフレッシュできる休み方を見つける方法も伝授しています。年末年始は例年より休みが長い方も多いのではないのでしょうか。ぜひこの機会に最適な「休養」を取ってください。

— 編集後記 —



2024年も残すところあと1か月となりました。街のイルミネーションがキラキラと輝いて、心躍るクリスマスシーズンが到来します。毎年阪急百貨店横のコンコースのイルミネーションを楽しみにしています。11月から少しずつ装飾が始まり、完成に近づく様子を通勤途中に楽しみに見っていました。

今年のコンセプトは「祈りが煌めく夜空」。去年に引き続き中心に「祈りの翼」のシンボルが輝き、新たに約7,000もの「羽根」が上空いっぱい舞う装飾で、圧巻のイルミネーションです。何かと忙しいこの時期ですが、幻想的な世界に浸りながら、束の間の現実逃避を楽しみたい。 (浜崎千絵)